

トレーニングジム等への 入会にかかる費用を助成します！

公共スポーツ施設や民間フィットネスクラブ（オンラインも対象）に初めて入会する場合、その入会等にかかる経費の一部を助成します。

生活習慣病の発症予防（一次予防）、健康の保持・増進のためにも、運動を始めてみませんか。

フィットネスクラブのオンラインレッスンも対象です！



対象者

公立学校共済組合島根支部の組合員（任意継続組合員を除く）で
令和7年4月1日から令和8年2月28日の期間にトレーニングジム等に入会した者

助成額

公共スポーツ施設や民間フィットネスクラブ（オンラインも対象）に
初めて入会する場合に必要な次の金額を助成します（原則、一人1回）。

| 対象となる費用の項目（初回入会年度のみ） | 助成額 |
|---|----------------|
| 入会金、事務手数料、登録料、年会費 初月会費（初月会費が無料となる場合は翌月会費） ※初回入会年度のみ | 5,000円 （上限） |

（※）島根県教職員互助会の自己啓発・リフレッシュ助成事業と両方から同じ費用項目の助成は受けられません。なお、当組合から助成を受けない月の月会費は互助会の助成が受けられます。

実施方法

（1）助成を希望する組合員は、ジム入会費等利用助成金請求書に入会年月日のわかる領収書
原本（コピー不可）を添付して、共済組合に提出してください。

〔領収書記載必須事項〕

①利用者氏名 ②入会年月日 ③入会金等の種類・金額 ④施設の名称 ⑤領収印

（注記）口座振替、クレジット払い等の場合でも領収書が必要です。領収書の代わりとして
施設側が発行する利用伝票を提出される場合は、①から④までの記載が必要です
（クレジットカード会社等の利用明細書は不可）。

オンラインフィットネスで領収書が発行できない場合は、入会費等や支払額が
分かる画面コピー等を添付してください。

（2）毎月10日（その日が休日の場合は前日）共済組合必着とし、原則、月末に組合員の給
付金等受領口座へ振込します。

（3）対象期間分の請求書は令和8年3月10日（火）までに提出してください。

問合せ先：共済組合 保健担当 電話:0852-22-6615